

久慈川・那珂川流域における減災対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、久慈川・那珂川流域における減災対策協議会（以下「協議会」）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、気象台、県、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより、久慈川・那珂川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備えることを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、第1項によるもののほかに構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、第2項によるもののほかに構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第5条 本協議会及び幹事会の事務局を、関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は以下のとおりとする。

- 1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(附則)

本規約は、平成28年 月 日から施行する。

国土交通省 関東地方整備局常陸河川国道事務所長
気象庁 水戸地方気象台長
気象庁 宇都宮地方気象台長
茨城県 土木部河川課長
茨城県 生活環境部防災・危機管理課長
栃木県 県土整備部河川課長
栃木県 県民生活部危機管理課長
茨城県 水戸土木事務所長
茨城県 常陸太田工事事務所長
茨城県 常陸大宮土木事務所長
茨城県 高萩工事事務所長
栃木県 大田原土木事務所長
栃木県 烏山土木事務所長
栃木県 真岡土木事務所長
水戸市長
日立市長
常陸太田市長
ひたちなか市長
常陸大宮市長
那珂市長
茨城町長
大洗町長
城里町長
東海村長
大田原市長
那須烏山市長
茂木町長
那珂川町長

国土交通省 関東地方整備局常陸河川国道事務所 総括地域防災調整官
気象庁 水戸地方气象台 水害対策気象官
気象庁 宇都宮地方气象台 水害対策気象官
茨城県 土木部河川課長補佐
茨城県 生活環境部防災・危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部河川課長補佐
栃木県 県民生活部危機管理課長補佐
茨城県 水戸土木事務所 河川整備課長
茨城県 常陸太田工事事務所 河川整備課長
茨城県 常陸大宮土木事務所 河川整備課長
茨城県 高萩工事事務所 河川整備課長
栃木県 大田原土木事務所 企画調査部企画調査課長
栃木県 烏山土木事務所 保全部長
栃木県 真岡土木事務所 保全部長
水戸市 市民協働部地域安全課長
日立市 総務部生活安全課防災対策室長
常陸太田市 総務部防災対策課長
ひたちなか市 市民生活部生活安全課長
常陸大宮市 市民部安全まちづくり推進課長
那珂市 市民生活部防災課長
茨城町 消防本部警防課長
大洗町 生活環境課長
城里町 総務課長
東海村 村民生活部防災原子力安全課長
大田原市 総合政策部危機管理課長
那須烏山市 総務課長
茂木町 総務課長
那珂川町 総務課長